

## 事業実施・助成ガイドライン細則7 事業進捗報告にかかる措置

(事業進捗の報告)

第1条 事業開始後、実施団体は定期的に事業の進捗報告をしなければならない。

(事業進捗報告の頻度)

第2条 事業進捗報告は、常任委員会が別途定める場合を除き、初動対応期においては1週間毎(以下:「週報」)、それ以後は月毎(以下:「月報」)におこなう。

2 週報は、翌週第一営業日の17時までに前週の報告を提出する。

3 月報は、翌月5営業日の17時までに前月の報告を提出する。

(事業進捗報告の方法)

第3条 事業進捗報告は電子メールにより、以下の電子メールアドレスに対しておこなう。

(1) [council@japanplatform.org](mailto:council@japanplatform.org)

(2) [ngo@japanplatform.org](mailto:ngo@japanplatform.org)

2 治安上の理由により事業進捗報告を常任委員会に限ることもある。

(事業進捗報告の報告事項)

第4条 事業進捗報告は、指定された様式に基づき、以下の内容を報告する。

### 1. 対象期間中の活動状況

(1) 事業計画の事業進捗管理表に基づく事業の進捗状況

(2) 活動内容

(3) 進捗遅延の理由(遅れがあった場合)

(4) 成果を測る指標の達成度

(5) 活動上の課題・問題点と対処状況

(6) 事務局への変更申請・変更の報告

(7) スタッフの移動等

### 2. 事業実施をめぐる環境

(1) 政治・社会状況

(2) 治安・安全状況

(3) 上記状況が及ぼす事業への影響

(4) その他特記事項

## 附則

1. 本細則は、2011年度第2回常任委員会の承認を得て、2011年6月1日から施行する。

2. 本細則は、2011年度第12回常任委員会の承認を得て、2012年4月1日から施行する。

3. 本細則は、2012年度第12回常任委員会の議決により改正し、2013年4月1日から施行する。

4. 本細則は、2013年度第12回常任委員会の議決により改正し、2014年4月1日から施行する。

5. 本細則は、2015年度第6回常任委員会の議決により改訂し、2015年10月1日から施行する。